

重要事項説明書

医療法人社団 綱島会 厚生病院

通所リハビリテーション（デイケア）

あなたに対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供開始にあたり厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人社団綱島会
代表者名	理事長 綱島 陽子
設立年月日	1997年5月14日
事業所所在地	姫路市御立西4丁目1番25号
電話番号	079-292-1109
FAX 番号	079-292-3067
関連グループ	・訪問看護ステーション あすなる ・ヘルパーステーション ふくろう ・厚生病院 デイサービス ・訪問リハビリテーション ・居宅介護支援事業所 コウセイ ・老人保健施設 つなしま ・厚生病院 介護医療院 ・サービス付き高齢者住宅コウセイケアホーム

2 事業所概要

事業所名	医療法人社団綱島会 厚生病院
所在地	姫路市御立西4丁目1番25号
電話番号	079-292-1182
FAX 番号	079-292-1311
事業所番号	兵庫県2814008187
開設年月日	1998年1月17日
管理者	向原 直木
サービス提供地域	姫路市全域（片道7km以内をめどとする）
営業日時	月曜日から土曜日まで8:30~17:30（但し、1月1~3日は除く）
サービス提供時間	9:30~16:00（但し、送迎時間を除く）
建物構造	鉄筋コンクリート5階建て1階部分
延べ床面積	64.48㎡
最寄りの交通機関	JR 姫路駅より神姫バス白鳥台行き、河原バス停下車すぐ

3 事業所の目的と運営方針

(1) 目的

専門職員の関わりにより、要介護者等の社会的孤立や閉じこもりを防止・軽減し、社会の一員としての意欲の維持・心身機能の回復・日常生活の維持を図るとともに、家族の介護負担を軽減し、在宅介護のゆとりと意欲を継続していくことを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業所の職員は、要介護者等が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営ことができるように、リハビリテーションなどのサービスとともに家族の介護意欲を側面から支援する。
- ② 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 職員体制

(令和 年 月 日現在)

職種	勤務体制	員数(兼務者)	業務内容
医師	常勤	(1) 名	全身状態管理
	非常勤	(1) 名	
看護師	常勤	2 () 名	一般状態観察及び介護
	非常勤	() 名	
理学療法士	常勤	() 名	機能訓練
	非常勤	3 () 名	
作業療法士	常勤	() 名	作業療法及び機能訓練
	非常勤	() 名	
言語聴覚士	常勤	() 名	言語・嚥下訓練
	非常勤	() 名	
介護福祉士	常勤	6 () 名	介護及びレクリエーション
	非常勤	1 () 名	
看護助手	常勤	1 () 名	看護師の指示のもとに介護援助全般
	非常勤	() 名	

5 サービス利用までの手順

- (1) 居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員より当事業所（デイケア）にサービス利用の相談があり、サービス内容・日時・現在の状況などを確認します。
- (2) 主治医に「通所リハビリテーション情報提供書」を依頼していただきます。書類を頂かないとリハビリが開始出来ませんので、宜しくお願いいたします。
- (3) 利用者、ご家族の都合のよい時にご自宅へ訪問させていただき、サービス利用における重要事項の説明を行い、契約を交わします。または、利用者・ご家族のご希望がありましたらデイケア見学をして頂き、その際に契約を交わすことも可能です。
- (4) 居宅サービス計画に従って、サービスを開始します。

6 サービス内容

【通所リハビリテーション計画書（別紙）】について

- (1) 利用者の生活状態や希望を考慮しながら、居宅介護支援事業所による「居宅サービス計画」に沿って当事業所が「通所リハビリテーション計画書」を作成し、利用者・ご家族に説明の上、サービスを提供いたします。
- (2) 利用者がサービス内容の変更などを希望された場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内であれば直ちに対応いたします。同時に、居宅介護支援事業所への相談もさせていただきます。

7 サービス利用料金

利用者負担額については、下記の料金表をご参照ください。（負担割合に基づいた料金となります）

【介護予防通所リハビリテーション利用料金表】

※要支援の利用者様

①基本料金

要支援 1	1割 2307 円/月	2割 4613 円/月	3割 6919 円/月
要支援 2	1割 4300 円/月	2割 8599 円/月	3割 12900 円/月

②加算料金

サービス提供体制強化加算（I）要支援 1	1割 89 円/月	2割 179 円/月	3割 268 円/月
サービス提供体制強化加算（I）要支援 2	1割 179 円/月	2割 358 円/月	3割 537 円/月
科学的介護推進体制加算	1割 41 円/月	2割 81 円/月	3割 122 円/月
介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月の算定単位数×8.6%		

※いずれも送迎、入浴を基本料金に包括する。

【通所リハビリテーション利用料金表】

※要介護の利用者様

①基本料金

要介護 1	1 割 728 円/日 2 割 1455 円/日 3 割 2182 円/日	要介護 4	1 割 1157 円/日 2 割 2313 円/日 3 割 3469 円/日
要介護 2	1 割 865 円/日 2 割 1729 円/日 3 割 2594 円/日	要介護 5	1 割 1312 円/日 2 割 2624 円/日 3 割 3936 円/日
要介護 3	1 割 998 円/日 2 割 1996 円/日 3 割 2993 円/日		

②加算料金

入浴介助加算 (I)	1 割 41 円/日 2 割 81 円/日 3 割 122 円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	6 か月以内 1 割 603 円/月・2 割 1206 円/月 3 割 1809 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	6 か月以降 1 割 278 円/月・2 割 556 円/月 3 割 833 円/月
医師が説明を行う為の加算	1 割 275 円/月 2 割 549 円/月 3 割 824 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (3ヶ月以内)	1 割 112 円/日 2 割 224 円/日 3 割 336 円/日
リハビリテーション提供体制加算 4	1 割 25 円/日 2 割 49 円/日 3 割 74 円/日
サービス提供体制強化加算 (I)	1 割 22 円/日 2 割 45 円/日 3 割 67 円/日
科学的介護推進体制加算	1 割 41 円/月 2 割 81 円/月 3 割 122 円/月
介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月の算定単位数×8.6%

③保険給付外のサービス (利用者の希望によるもの)

食事実費 (1日あたり)	640 円
--------------	-------

8 サービス利用中止

利用者が、サービス利用を中止する場合は

厚生病院 デイケア [電話番号 292-1182]まで ご連絡ください。

※月曜日から土曜日まで（1月1日は除く）の8：30から17：30までは直接対応できますが、
それ以外はFAX [292-1311]にてご連絡ください。

9 サービス提供中止

以下の場合、当事業所の都合によりサービス提供が行えません。

当日の朝、ご自宅へ電話連絡させていただきます。

- (1) 降雪などの天候不良により送迎に危険が伴う場合
- (2) 上記以外の理由でデイケア運営が困難な場合

10 契約の解約

- (1) 利用者は、事業所に対して1週間以上の余裕をもって解約日を連絡していただければ、いつでもこの契約を解除できます。
- (2) 事業所からの解約は、利用者に常識を著しく逸脱する行為がみられるなど契約の継続が困難となった場合とし、その理由を記載した文書を提出いたします。この場合、事業所は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業所に1ヶ月以上の期間をおき通知いたします。

11 サービス休止後のサービス提供の変更

入院などの理由で、1ヶ月以上にわたってサービスを休止された場合、再開後以前と同様の曜日や回数でサービス提供ができない場合があります。

12 苦情申し立窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

厚生病院デイケア ご利用者相談窓口	受付時間	月曜日～土曜日 10：00～16：00
	電話番号	079-292-1182
	FAX 番号	079-298-1311
	担当者	大西 明美

- (2) 公的機関においても、苦情申し立てができます。

姫路市介護保険課 管理担当	受付時間	平日 8：35～17：20
	電話番号	079-221-2923
	住所	姫路市安田4丁目1番地
兵庫県国民保険団体連合会	受付時間	平日 9：00～17：00
	電話番号	078-332-5617
	FAX 番号	078-332-5680

13 サービス実施記録

- (1) サービスを実施した際に、サービス実施記録にサービス日時・サービス内容を記載します。
サービスの提供記録は5年間保存します。
- (2) サービス実施記録は、利用者及び家族に限り閲覧に応じます。また、本人及び家族に限り実費負担によりその写しを交付いたします。

14 秘密の保持

- (1) 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体などに危険がある場合など正当な理由を除いて契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業所は、職員が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる必要性があります。その際、利用者もしくは家族からの同意を得てからとしますので、同意した場合には「個人情報使用同意書」の提出をお願い致します。同意が得られない場合、サービス調整ができず、本格的なサービス提供が出来ない事が予測される為、よろしく申し上げます。

15 連絡帳の使用

連絡帳は、事業所と利用者・ご家庭との連絡手段として利用します。
連絡帳には、利用日の血圧・脈拍・体温などの全身状態を記入し、特記事項についてはその都度記載しますので必ず帰宅後にはご確認ください。なお、より良いサービスを提供したいと思っておりますので、ご家庭でお気づきの点や事業所への連絡事項などありましたら積極的にご活用ください。

16 感染の防止

感染となるあらゆる病原菌を「持ち込まない・持ち出さない」という原則に徹しサービス提供を行います。そのため以下のような場合、サービス利用を一時中止させていただく場合があります。

(1) 感染症が疑われる場合

医師の診断を受け、感染症の疑いがなくなるまでサービス利用を中止させていただきます。

(2) 感染症と診断された場合

感染症が治癒するまでサービス利用は中止となります。

他の利用者への感染を予防するためですので、どうぞご了承ください。また、身体介護の際には使い捨ての手袋などを利用することもあります。

17 身体拘束について

利用者の尊厳を傷つけないよう、身体拘束をしないサービスを提供します。

18 損害賠償

(1) サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

(2) 当事業所は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社『介護保険事業総合保険』に加入しています。保険契約の内容についてお知りになりたい時は事業所にて情報開示します。

19 ハラスメントについて

利用者や利用者家族からのハラスメント（大声で怒鳴る・理不尽な要求・長時間のクレーム等）は介護サービスの提供を困難にし、かかわった職員の心身に悪影響を与えます。

状況によっては介護サービスの提供が終了となる場合があります。

20 頂き物の辞退

当事業所は「皆様にお気遣いなく気軽に利用していただけるサービス提供」を目指しながら看護・介護のプロとして、誇りをもって日々のケアをさせていただいています。

職員一同このような教育指導を受け、一貫した対応を心がけておりますので、

どうぞ事業所の姿勢をご理解いただき、お気遣い不要ようお願い申し上げます。